平成２３年（フ）第２５０号
新潟県燕市吉田3687番地　市営住宅43号、前住所新潟県燕市吉田下中野243番地16
債務者　宮本ユキイ
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５２号
新潟県五泉市旭町３番45号　マンション旭404号
債務者　村井美代子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３２号
静岡県伊豆市上白岩1215番地の１
債務者　手老　孝恵
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
静岡県沼津市井出2123番地　西井出団地Ｕ３棟413号
債務者　功刀　智彰
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１４号
大阪市天王寺区四天王寺１丁目７番10―304号、前住所大阪市天王寺区生玉前町２番８号ラヴニール上町台203号
債務者　秋森　徳育
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１５２号
大阪府門真市下馬伏町６番２―401号
債務者　濵　　猛
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５２０号
大阪市生野区巽北３丁目13番９号
債務者　川涯　貴博
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６０６号
大阪市中央区島之内１丁目12番３―410号
債務者　小口　芳彦
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７１８号
大阪市平野区加美北１丁目15番９号大和マンション305号
債務者　谷山真大こと　康　　周豊
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８０６号
大阪府門真市城垣町24番７号
債務者　ライズ商会こと　海野　義文
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８５３号
大阪市浪速区元町１丁目２番22号　明星荘11号、前住所大阪市西淀川区竹島３丁目５番７号
債務者　杉島　正樹
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９３４号
大阪府東大阪市箱殿町８番15号
債務者　武石　吉徳
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６１号
大阪府門真市朝日町21番３―308号
債務者　義本　直美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３９４号
大阪市住之江区浜口東３―11―８　南海住之江ユーリプラザ202号、住民票上の住所大阪市住吉区清水丘１丁目26番17号
債務者　松村　信彦
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４０３号
大阪市平野区長吉長原４丁目３番１―404号
債務者　庄司　民子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４１７号
大阪府寝屋川市萱島本町９番21号
債務者　廣瀬　　保
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４２９号
大阪市西成区岸里２丁目１番18号　コーポオリエンタル501号
債務者　利川こと　孫　　友彦
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部